

都市計画税の使途内訳

都市計画税は、「都市計画法」に基づいて実施する都市計画事業の財源として課税する目的税であるため、本市では一般会計の歳出において下記のとおり各事業に充当している。

(単位：千円)

	平成26年度 決算額	都市計画税 充当額	事業に対する 充当率
都市計画税（歳入）	517,592		
都市計画事業（歳出）	3,317,097	517,592	15.6%
8款 土木費	1,448,757	394,555	27.2%
2項 道路橋りょう費	22,873	475	2.1%
3目 道路新設改良費	22,873	475	2.1%
県道工事負担金負担事業	22,873	475	2.1%
4項 都市計画費	1,425,884	394,079	27.6%
2目 土地区画整理費	111,143	28,137	25.3%
インター北土地区画整理事業特別会計繰出金	30,913	11,456	37.1%
駅北本郷土地区画整理事業特別会計繰出金	80,230	16,682	20.8%
4目 公園費	106,291	9,192	8.6%
土地区画整理地内公園整備事業	106,291	9,192	8.6%
6目 公共下水道費	1,208,450	356,750	29.5%
下水道事業特別会計繰出金	1,208,450	356,750	29.5%
11款 公債費	1,868,340	123,037	6.6%
1項 公債費	1,868,340	123,037	6.6%
1目 元金	1,652,666	113,675	6.9%
市債償還元金（都市計画事業分）	1,652,666	113,675	6.9%
2目 利子	215,674	9,362	4.3%
市債償還利子（都市計画事業分）	215,674	9,362	4.3%

※都市計画税は、各都市計画事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。